

下水道に市営水道水以外の水（井戸水・山水など）を流されているご家庭のみなさまへ

下水道に市営水道水以外の水（井戸水・山水など）と流されているご家庭の「下水道使用料」の算定基礎となるのは、水道使用量と住民基本台帳に記載された人数となっています。

■水道水と井戸水などを併用して使用し、下水道に流されている場合（井戸併用）

水道使用量と世帯人数に応じた月標準水量（※下表参照）を比較し、の多い方で下水道使用料を算定します。

（例）4人家族で水道水を20m³/月使用した場合（月標準水量=25m³）
水道使用量（20m³）< 月標準水量（25m³）のため、25m³で下水道使用料を算定します。

■水道水を使用せず井戸水などのみを使用し、下水道に流されている場合

世帯人数に応じた月標準水量で下水道使用料を算定します。

（例）6人家族の場合（水道水使用なし）
月標準水量の35m³で下水道使用料を算定します。

世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人以上
月標準水量	7m ³	16m ³	21m ³	25m ³	29m ³	35m ³	40m ³	以降1人5m ³ 加算

よって、住民基本台帳に記載されている人数と実際にお住まいの人数が異なる場合は、裏面の「下水道使用料算定人数割数の変更申請書」を提出していただく必要があります。

申請対象者

住民異動届を出さずに長期間（3ヵ月以上）の不在又は居住する方が変更申請の対象となります。
（就学・就業・施設等に入所・長期入院などが該当します。）

有効期限

申請書の記載年度のみ有効です。（申請受付日の翌月より年度末まで）【遡っての変更はできません】
※4月から変更する場合は、4月5日までに提出ください。
※前年度に申請済の方でも、継続が必要な場合は再度申請が必要です。

添付書類

対象者の氏名・居住地の記載があるもの（申請年の4月1日以降の状況がわかるもの）
施設等入所証明書、公共料金等の請求書、アパート等の賃貸借契約書（写し）など
添付書類がない場合は、お住まいの地域の自治会長に証明をいただいでください。

☆上記の添付書類において、申請時に添付することができない場合は、
申請書のみ提出していただき、添付書類は5月5日までに提出してください。

添付書類の提出がない場合は、変更がなかったものとなり、4月分に遡って人数変更前の金額が適用され、5月分使用料請求時に4月分使用料の不足分を請求しますのでご了承ください。

お問合せ・提出先

〒671-2593 宍粟市山崎町中広瀬133-6
◆宍粟市 建設部 水道管理課
TEL：0790-63-3129
FAX：0790-63-0305

北部事務所
◆一宮地域振興係 TEL：0790-72-1000
◆波賀地域振興係 TEL：0790-75-2220
◆千種地域振興係 TEL：0790-76-2210